

地 域 就 労 支 援 事 業 の 概 要

地域就労支援事業は、各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指します。

なお、本事業は府内の全市町村において実施しています。

◆ 本事業の対象者（「就職困難者」）

1. 中途退学者や卒業後も未就職にある若年者
2. 障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない方々

◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業の実施場所は、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーターが配置されており、就職困難者等の求職や雇用に関する相談に応じています。

また、就労支援コーディネーターは、教育・福祉等の庁内関係セクションと調整したり、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

（支援メニュー：パソコン講座、医療事務講座等や合同就職面接会等を実施。）

◆ 各種就労支援機関との連携

（地域の支援機関との連携）

- ・ハローワーク ・障害者就業・生活支援センター
- ・母子家庭等就業・自立支援センター ・地域の若者サポートステーション等

（大阪府のバックアップ機関）

- ・OSAKA しごとフィールド
- ・（一社）おおさか人材雇用開発人権センター【C-STEP】（職場体験事業等の実施）

- 地域就労支援事業は、就職困難者一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、ハローワークと連携して職業紹介、就職斡旋をサポートしていきます。（※職業紹介等を直接実施している市町村もあります。）

各種支援メニューについては、各市町村によって異なりますので、詳しくは裏面の各地域就労支援センターへお問い合わせください。